

弁護士法人

小寺・松田法律事務所

札幌事務所

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL.011-281-5011 FAX.011-281-5060

<http://www.kmlaw.jp/>



Vol.25

発行：平成30年3月



## 地域経済の根幹をになう事業継承

**地**方にとって人口減少は大きな問題ですが、それ以上に、後継者に事業が引き継がれずに廃業していくことが、深刻な問題となっています。つまり廃業により人々の働く場が奪われ、地域経済にとって大変な損失となるからです。

事業承継を困難にしている要因として、多額の債務があげられます。これについては、事業再生により債務を圧縮する方法や「経営者保証に関するガイドライン」に従って金融機関と協議して、後継者が保証しないなどの方法があります。

また、不採算部門がある場合、これを引き継がず採算部門だけを引き継ぐ方法もあります。会社分割とか事業譲渡などの法的方法を活用します。言葉だけ聞く

と難しそうですが、法的にはそれほど難しいものではありません。

ちなみに、上記ガイドラインは早期に事業再生や廃業を促すために、ガイドラインに従って債務整理を進めることにより、経営者に一定の生計費や華美でない自宅を残す方法も定めています。

さらに、親族や従業員に後継者がいない場合でも、第三者に事業譲渡するなど、事業の承継には様々な方法があります。また、事業承継については様々な窓口が設けられています。事業の将来を検討する際、弁護士などの専門家や相談窓口をフル活用していただければと思います。

弁護士法人小寺・松田法律事務所  
弁護士 小寺 正史

# 監査等委員会設置会社について

## 連載会社法①



弁護士 松田 竜

### 1 監査等委員会とは？

近時、社外監査役の有用性が強調されています。特に、上場会社においては社外取締役を置くことが強く勧奨されています。そのこととの関係で、平成26年会社法改正により、監査等委員会設置会社の制度が創設されました。

監査等委員会設置会社とは、定款によって、監査役会に代えて、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設ける会社を指します。

### 2 特色

監査等委員会設置会社の組織に対する規制が柔軟であるため、各会社の自治による選択の余地が広がっています。例えば、監査役会を監査等委員会に置き換えただけのような組織設計とすることもできます。他方、取締役の過半数を社外取締役が占め、重要な業務執行の決定権限を大幅に取締役に委任し、取締役会もっぱら取締役の業務執行のモニタリングを行うという組織設計とすることもできます。後者は、外国人投資家の評価を得やすい組織形態であると言われています。

### 3 選任等

監査等委員は3名以上で、その過半数は社外取締役でなければなりません。また、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して、株主総会で選任しなければなりません。監査等委員である取締役の選任議案については、監査等委員会に議案への同意権（拒否権）及び議案提案権があります。また、監査等委員である取締役は、選任（不選任）について、株主総会での意見陳述権があります。

### 4 権限

監査等委員会は、取締役の職務の執行を監査し、監査報告を作成します。

監査の方法は、会社の内部統制システムを利用するものです。監査等委員会が選定する監査等委員は、いつでも、取締役・使用人等に対し、職務執行に関する事項の報告を求め、又は会社の業務・財産の状況の調査をすることができます。

監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任（不再任）・解任・辞任についての意見を決定しなければなりません。また、監査等委員会は、監査等委員でない取締役の報酬等についての意見を決定しなければなりません。そして、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会での意見陳述権があります。

### 5 監査等委員会制度の利用勧奨策

監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合、又は定款の定めが有る場合は、法定のものを除く重要な業務執行の決定を取締役に委任することができます。そのことにより、機動的な意思決定ができると言われています。

監査等委員会が取締役の利益相反取引を承認したときは、任務懈怠の推定がなくなります。

### 6 まとめ

上記のように、柔軟な組織設計が可能で利用勧奨策も設けられている監査等委員会設置会社制度は、採用するしないはともかく一考に値する制度であると思います。詳細は弁護士等の専門家にご相談ください。

## 相続預金の最高裁大法廷決定後の問題点 （金融法務事情2018年1月10日号掲載）

平成28年12月19日の最高裁大法廷決定によって、従来の判例実務が変更され、預金は相続開始と同時に当然分割されずに遺産分割審判の対象となりました。

この判例変更により、従前より指摘されていた特別受益や寄与分がある場合に相続人間の実質的平等を図ることができないという問題が解消されることが期待されています。

他方で、判例変更によって葬儀費用等の一部払戻

しが認められるのか、債権者による相続預金の差押や相殺が許されるのか、などという新たな問題が様々な発生することとなりました。

上記のような新たな問題点についての私なりの見解を、「相続預金の最高裁大法廷決定とその後の問題点—相続法改正の議論状況を踏まえて—」と題して、金融法務事情2018年1月10日号に発表しました。

ご興味のある方は、ご一読いただければ幸いです。

# 駐車場内で起こる

## 交通事故

苫小牧事務所長 弁護士 中野 正敬



損害保険協会によると、北海道の交通事故の約3割は駐車場内の事故というデータがあるそうです。

駐車場内の事故といっても、施設物との接触事故も含まれますので、全てが車両同士の事故というわけではありませんが、それなりの比率といえるでしょう。

### 事故のパターンとして考えられること

駐車場内の事故で、通路を走行している車が、①駐車区画から通路に出ようとする車と接触した場合、②駐車区画に駐車しようとする車と接触した場合、どちらの車が優先(すなわち、過失割合の判断において、どちらの車の落ち度が少ないと評価されるのかとも言えます。)するのでしょうか。

### 過失割合は状況によって判断されます

裁判実務上の原則的過失割合(個別の修正事情を考慮しない原則的な割合)によれば、①の場合は、30(通路を走る車):70(駐車区画から道路に出る車)、②の場合は、80(通路を走る車):20(駐車しようとする車)となっており、通路

を走る車の優先性が①の場合と②の場合で逆になっています。

その理由は、①の場合、駐車区画から通路に出ようとする車は停止しているから通路を走る車より容易に安全を確認して衝突を回避できるので、通路に出ようとする車に高度の注意義務が課せられるから、②の場合、駐車しようとする車は駐車場の目的に沿った行動で通路の通行に優先されるべきなので、通路を走る車に高度の注意義務が課せられるからなどと理解されています。

### ドライバーの常識的な感覚でも、その正当性が認められます。

言葉でいえばそうなりますが、駐車区画から出ようとするときは、左右の車に注意するでしょうし、通路を走っているときに駐車しようとする車を見つけたら駐車が終わるまで待機するのが通常のドライバーの感覚だと思いますので、過失割合の評価も、このような観点で考えられているのだと思います。

# マンション内の迷惑住人に対する法的対応

弁護士 熊谷 建吾



マンションと一戸建てを比較する場合、マンションのデメリットとして、騒音や共用部分の利用等に関し、マンション内の住人との間でトラブルが生じ得ることが挙げられます。これらは基本的にはマナーの問題であり、法的な紛争にまで発展することはそう多くはないのですが、あまりに非常識な迷惑行為に対しては、管理組合として法的措置を検討すべきです。

たとえば、①他の住民の迷惑となる動物を飼育したり、騒音・悪臭を発したりする行為、②専有部分の耐力壁を撤去したり、ベランダを居室に改造するといった建物を毀損する行為、③廊下などの共用部分に私物を放置する行為、などをした場合、管理組合は、これらの違反行為をした住人に対して、違反行為を止めることや原状回復などを請求することができます(ペット飼育の禁止、建物の復旧工事、防音装置の設置など)。

より強力な手段として、違反行為者に

対して、一定の期間その専有部分、つまりその住人が居住している住宅部分の使用の禁止を請求することができる場合もあります。さらに、最終的な手段として、裁判手続により、違反行為者の専有部分の競売を請求することによってマンションから違反行為者を排除することができる場合もあります。

競売まで認めた事案は多くはありませんが、たとえば、専有部分が暴力団事務所として使用されており、かつ、マンション内で乱闘や抗争等が発生している場合において、専有部分の競売を認めた裁判例があります。



# 賃貸借契約に関する民法改正の要点



弁護士 橋田 幸典

## 改正民法の施行

改正民法が平成32(2020)年4月1日から施行されます。現民法の債権関係の規定は、明治29年の制定から約120年間ほぼ改正がなかったため、社会・経済の変化に対応し、国民一般にもわかりやすい内容とするため、このほど大改正されました。

今後、改正民法に適合するよう、契約書等の見直しが必要となりますが、特に契約期間が長期にわたる契約書は、今のうちから改正後の規定に合わせた内容に見直すといでしょう。今回は、賃貸借契約に関する改正民法の重要部分を説明します。

なお、改正民法の賃貸借に関する諸規定は、上記施行日以降に締結される賃貸借契約に適用されます。施行日より前に締結された契約の有効性に影響を及ぼすことはありません。

## 連帯保証人の保護

賃貸借に関わる最も重要な改正は、個人が借主の債務を連帯保証する場合「個人根保証契約」となり、極度額(上限の金額)を定めなければ効力を生じないとされたことです(改正民法465条の2)。例えば、「極度額 100万円」などと合意して書面を取り交わしてはじめて保証契約は有効となり、保証人は、極度額の限度で履行責任を負います。極度額は当事者間の合意で自由に決定することができますが、あまりに高額であると公序良俗違反(民法90条)等で無効となりかねないので注意が必要です。

また、保証人から債権者(貸主)に対し、「借主が家賃を滞納していないか」などと支払状況や残債務額の間合せがあった場合は、債権者はそれらの情報を提供する義務を負います(改正民法458条の2)。保証人は、定期的に履行状況を確認することで、知らないうちに家賃の滞納が積み重なって多額の請求を受ける不測の事態を防げます。

## 契約期間中の修繕

契約期間中、貸主が修繕義務を負うことは変わりないのですが、損壊等につき借主に帰責事由がある場合には、貸主が修繕義務を負わないことが明文化されました(改正民法606条但書)。

また、借主が貸主に対し修繕が必要である旨を通

知するか、貸主がその旨を知ったにもかかわらず相当期間内に修繕をしないとき、あるいは、急迫の事情があるときは、例外的に借主が修繕できることが規定されました。ただし、借主が独断で修繕を行った場合、修繕が必要な範囲を超えていないか等について紛争が生じかねないので、契約書において、要修繕箇所があった場合には借主と貸主が修繕の必要性等について協議し決定する等の手続に関するルールを定めることが望ましいです。

## 賃借物の一部滅失等及び全部滅失等

賃借物の一部滅失その他の事由により使用・収益ができなくなった場合で、借主に帰責事由がないときは、使用・収益できなくなった部分の割合に応じて、借主の請求がなくても当然に賃料減額の効果が生じることとなりました(改正民法611条1項)。また、上記の場合に、使用・収益可能な部分のみでは契約の目的が達成できないときは、借主は契約を解除できます(同2項)。

加えて、従来判例法理により、賃借物が天災等により全部滅失等した場合には賃貸借契約は当然終了するとされていましたが、改正民法616条の2でその旨が明文化されました。

## 原状回復義務

従前から非常に紛争が多く明文規定もなかった原状回復について、①借主は物件引渡し後に生じた損傷(通常損耗、経年劣化を除く)を賃貸借終了時に原状に回復する義務を負うこと、②借主に帰責事由がないときは、原状回復の対象とならないことが明文化されました(改正民法621条)。

## 敷金

敷金については、明確な定義規定が置かれるとともに、①賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき(または借主が適法に賃借権を譲渡したとき)には、貸主は、敷金から借主の債務を控除した残額を返還する義務を負うこと、②貸主から借主の未払債務と敷金を相殺することは可能だが、借主からの相殺はできないことが明文化されました(改正民法622条の2)。

# 子どもの不法行為と親の責任②

弁護士 堀岡 和正



前回は、子どもに責任能力がない場合には、子ども自身は損害責任を負わず、その代わり親が監督責任を問われるというお話をしました。今回は、子どもに責任能力がある場合について説明します。

## 子に責任能力がある場合の親の責任

子ども自身が、自分の行為により、法的な責任が発生するかどうかを判断出来る能力は、裁判例では、12才程度からが目安とされています。

子に責任能力がある場合、不法行為の原則に戻って、被害者の方で、親が監督義務を怠ったことを立証できれば、親が損害賠償責任を果たさなければなりません。

## どのような場合に

### 親の責任が認められるか

親の監督義務違反が認められるかどうかは、子の年齢や親の影響力が考慮されます。子が同じような行為を繰り返していたかどうかも重要な判断材料に

なります。裁判例でよく見られるのは、交通事故や学校事故のケースです。未成年者である子が自動車やバイクを運転して事故を起こした場合には、子が無免許運転などの交通法規違反を繰り返していたとすれば、親が十分に監督しなかったとして、親の監督義務違反が認められる傾向にあります。

学校で他の生徒にケガをさせたりした場合には、子の日頃の生活態度が重視されます。日頃の生活態度に問題があったり、学校から指摘を受けていれば、親は子が他の生徒にケガをさせることを予見できたとして、やはり親の監督義務違反が認められる傾向にあります。



# 人材確保に有効な求人票の留意点

社会保険労務士 定蛇 萌



最近、人手不足が恒常化し、社会問題にもなっています。皆さまの会社も求人が増えたのではないのでしょうか。ところで求人票をみて応募した求職者と、求人票とは異なる内容で労働契約を交わすことがありますか。虚偽の求人である場合等を除いて、それが直ちに違法となるわけではありませんが、内容を変更するにあたっては大切な留意事項があります。

## 労働条件変更の明示

職業安定法では、求人票や求人広告等において当初明示した条件と、実際に交わす労働契約における条件とが異なる場合には、使用者側に変更内容を明示する義務が課されています。

例えば求人票では基本給が30万円なのに、実際の契約は28万円と内容を変更する場合には変更の明示が必要です。

その方法は求職者が変更内容を十分に理解することができるものによってされており、具体的には当初の明

示と変更された後の内容を対照できる文書を交付する方法が望ましいとされています。従業員に交付する労働条件通知書の、変更事項に下線を引いたり、着色したりして、わかりやすくする方法もあります。

## 民事における対応

求人票と実際の契約との間で労働条件が異なることによる、民事上のトラブルも起こっています。最近の裁判例では、求人票における契約期間及び定年の定めが実際の契約内容と異なる場合に、労働条件通知書に従業員の署名・捺印があったとしても、使用者が面接時に変更点について十分な説明をしなかった等の事情に鑑み、その合意が自由意志に基づかないとして、求人票に記載された条件を労働契約の内容として認めたものがあります。

労働契約の締結にあたっては、求人との関係でも十分な注意が必要です。不明な点はお気軽にご相談下さい。

## せつかくの合意を ムダにしないために

滝川事務所長 弁護士 村田 雅彦



離婚が成立して、親権を確保できた、年金分割の合意もできた、といって安心してはいけません。

実は離婚成立後に必要な手続きがいくつかあります。

### 子どもの戸籍

戸籍の筆頭者でない配偶者が親権者となった場合(夫が戸籍筆頭者で妻が親権者となるケース)、お子さんは筆頭者の戸籍に入ったままです。

そのため、妻が新たな戸籍を作り、家庭裁判所の許可を得てお子さんの戸籍を妻の戸籍に移すことが必要です(子の氏の変更という手続です)。

離婚してしばらく経った後に自分の戸籍をとってみたら子どもが入っていなかった、親権者なのになぜなんだ?という相談を受けることが多々ありますので念のため。

### 年金分割

年金分割の合意(調停や判決などの場合も同じです)をしても、それだけ

では年金分割の手続は終わりません。

離婚成立から2年以内に必要書類とともに日本年金機構等で手続を行わなければ、せつかくの合意が無駄になってしまうので注意が必要です。

### 離婚の届出

調停や判決など裁判上の離婚の場合、離婚成立から10日以内に裁判所の調停調書や判決書等を役所に持参し離婚の届け出をしなければなりません。

弁護士に依頼せずに離婚するような場合には忘れてしまいがちな手続です。期間の制限があるものもありますのでご注意ください。



## 成年後見制度の利用が 必要な場合について

弁護士 細谷 祐輔



認知症等の影響で判断能力が衰え、日常的な財産管理ができなくなった場合に、成年後見制度の利用が必要となることはよく知られています。

しかし、日常的な財産管理だけでなく、次のような場合も、自身で法的な手続をすることが求められる場面では、実際に後見人の活用が必要となります。

### 遺産分割手続

相続が発生した場合、相続人に判断能力が十分ではない方がいると有効な遺産分割協議ができません。裁判所に選任された後見人等が、本人に代わり分割協議をしなければなりません。

### 不動産等の財産処分

生活費や医療費の不足を補うため、本人が居住していた不動産の処分を検討する場合があります。本人が契約内容を理解できなければ、実際に面倒を見ているお子様でも勝手に財産を処分することはできません。後見人等

が、裁判所の許可を得て不動産を売却処分しなければなりません。

### 交通事故、医療事故等の損害賠償請求

交通事故、医療事故等の被害に遭われ受傷し、ご本人が損害賠償の交渉を行うだけの判断能力を失ってしまった場合、本人に代わって後見人等が賠償交渉を行う必要があります。

### いざという時に備え、

### 任意後見契約をお勧めします

他方で、本人の判断能力が十分なうちにあらかじめ任意後見契約を締結しておくこともできます。任意後見契約では、本人が後見人を自由に選ぶことができるというメリットがあります。本人と契約をした任意後見人候補者は、本人の判断能力が衰えた時点で、家庭裁判所に後見手続きの開始を申し立て、本人に代わり諸手続に対応することができます。

## 健康食品には、特徴にあわせた3つの分類があります

弁護士 日和優人



健康食品に関する国の制度として、保健機能食品制度があり、条件を満たすと特定の保健の目的が期待できることを表示することが出来ます。食品の目的や機能等の違いにより「特定保健用食品」「機能性表示食品」「栄養機能食品」の3つに分類されます。

### 1 特定保健用食品(トクホ)

食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。「血圧が高めの方に適する食品」など表示が出来ます。トクホとして販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について厳しい審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

### 2 機能性表示食品

事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品です。「脂肪の吸収をおだやかにします」などの健康の維持及び増進に役立つ機能性を表示出来ます。トクホ

とは異なり、個別の許可は不要で、消費者庁へ届出のみが必要です。

### 3 栄養機能食品

栄養成分(ビタミン・ミネラル)の補給のために利用される食品で、栄養成分の機能を表示する食品です。消費者庁が指定する栄養成分の量について、国が定めた規格基準に適合している場合、栄養成分そのものの効能について商品に表示することができます。例えば、「カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です」などの表示です。これは、個別の許可や届出も必要なく、企業の判断ですることができます。

ただし、これら3つに分類される健康食品はいずれも健康が気になる方を対象に設計された食品で、病気の治療・治癒を目的に利用する食品ではないことに留意して下さい。

## 今年6月、民泊の新しい法律がスタートします

弁護士 角大祐



平成30年6月15日、住宅宿泊事業法という新しい法律が施行されます。一般の住宅を宿泊施設として活用する、いわゆる「民泊」に関する法律で、これまで旅館業法に基づく許可を受けた場合や一部地域のみで限定的に認められてきた民泊が、届出をすれば誰でも民泊事業を営むことができるようになります。

### 民泊事業を営む場合の注意点

民泊を行う場合、賃貸と異なり、宿泊に用いる住宅の衛生管理等は住宅宿泊事業者(民泊事業を営む者のこと。)の責任となります。住宅の清掃等の不十分が原因で宿泊者が病気等になった場合には、住宅宿泊事業者は宿泊者に対し損害賠償義務が発生する可能性があります。

住宅宿泊事業法では、住宅宿泊事業者に対し、衛生管理のほかにも、周辺住民からの苦情への対応、外国観光客に対する情報提供、宿泊名簿の作成・

備付けなど様々な義務を課しています。なお、住宅宿泊事業者が住宅に居住していない場合には、国土交通大臣の登録を受けた管理業者に住宅のこれらの管理業務を委託しなければなりません。

### マンション住民への影響

住宅宿泊事業法の施行により、マンションの一室が民泊に利用されることもありえます。マンションの場合、共用部分の利用や騒音等で住民と宿泊者との間で問題が起きることが想定されます。

そのため、マンションにお住まいの方は、トラブルを避けるために、マンション管理規約で民泊を許容するか否かを明確にしておいた方がよいでしょう。また、民泊を許容する場合にも、マンションの住民が民泊事業を営む場合のルール(管理組合への報告等)を定めておくこともおすすめします。



## ふるさとでの思い出

職員 森 まり子

ふるさと札幌で私の大好きなイベントと言えば「よさこいソーラン祭り」です。なぜなら、大学時代に参加したからです。私が参加した当時は、5日間にわたり札幌中の会場で演舞。最後の2日間には大通公園で踊りながらパレードをしました。この日のために、平日はもちろん、土日は朝から夕方まで。炎天下の中、豊平川の河川敷で延々と練習しました。つらいなと思ったこともあります。いざ本番を迎えると、全てが吹き飛ばす楽しさがあります。観客の目の前で踊るといって晴れがましい気持ち、緊張感、高揚感。様々な気持ちがわき上がります。特に、大通公園のパレードは、審査会場なので、皆、緊張感でいっぱい。ファイナルへと向けて、気合いの入り方もまるで違います。さらに体力の限界に挑戦する会場でもあります。なぜならば、5回も踊り続けなければならないからです。

私は、4回目くらいから体が悲鳴をあげ、もう無理…と弱気になりますが、仲間と励まし合い、なんとか最後まで踊ることができました。残念ながら、ファイナル進出とはなりませんでしたが、このパレードは飛び切り印象深いものとなりました。

そして、厳しい練習を乗り越えて、パレードを乗り切った仲間との絆は深く、今でも定期的に会います。その都度お酒を飲みながら、もうあんなに踊れないねと笑いながら話をしています。

現在でも、よさこいソーラン祭りは健在です。今では子供を連れて見に行きますが、ふとそのうち子供と一緒に、青空の下で思い切り踊れたらどんなに楽しいだろうかと思うことがあります。思い切り汗をかきながら踊ることは、とても気持ちが良いものです。皆さまも機会があれば、ぜひ、参加してみたいかたがでしょうか。

前回のK&Mレポートについて、たくさんのご感想やご意見をいただき、ありがとうございました。これからも、貴重なご意見をお待ちしていますので、よろしくお願い致します。

札幌弁護士会所属

弁護士法人 小寺・松田法律事務所

●Homepage <http://www.kmlaw.jp/>  
●Facebook <https://www.facebook.com/kmlaw1983>



【札幌事務所】〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階 TEL 011-281-5011/FAX 011-281-5060

【岩見沢事務所】〒068-0021 北海道岩見沢市1条西5丁目4番地2 ライズビル2階 TEL 0126-22-3380/FAX 0126-22-3188

【滝川事務所】〒073-0036 北海道滝川市花月町1丁目1番10号 TEL 0125-23-8455/FAX 0125-23-8448

【苫小牧事務所】〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階 TEL 0144-36-7230/FAX 0144-36-3101

K M 社会保険労務士法人

【札幌事務所】〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階 TEL 011-281-5011/FAX 011-281-5060

【苫小牧事務所】〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階 TEL 0144-36-7230/FAX 0144-36-3101